令和3年第1回東串良町農業委員会 会 議 録

日時:令和3年1月25日(月)午前10時00分~

場所:東串良町役場委員会室(3階)

令和3年第1回東串良町農業委員会会議録 令和3年1月25日 招集年月日 招集場所 東串良町役場委員会室(3階) 令和3年1月25日 開会 議長 竪山 秋敏 午前10時00分 開催の日時 及び官言 令和3年1月25日 閉会 議長 竪山 秋敏 午前10時30分 農業委員 名 名 出欠 番号 氏 出欠 番号 氏 \circ 1 鶴丸 千尋 \circ 5 谷口 憲三 出席数6名 欠席数1名 \circ 2 福岡 みどり 木佐貫 一孝 X 6 0 3 吉ヶ﨑 弘一 0 7 大村 教男 出席〇 欠席× \circ 4 竪山 秋敏 8 最適化推進 \circ 稲村 照隆 \bigcirc 町永 次男 委員 0 上池 勝彦 \circ 松留 和江 出席数 名 \circ 内村 初子 0 松留 立美 \bigcirc 杉木 秀幸 村吉 博美 会議録署名委員 千尋 1番 |鶴丸 2番 福岡 みどり 秀一 前田 堀内 和代 局長, 出席した事務局職員 書記 次長 駿河﨑 哲郎 出水 翔太 日程第1 議案第1号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用 集積計画について 会 議 農地法第3条の規定による所有権移転の許 日程第2 議案第2号 に 可申請について 付 し 日程第3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用 た 許可申請について 事 項 議案第4号 農地あっせん委員の選任について 日程第4

開 会 午前10時00分

議 長(竪山)

皆さんおはようございます。 ただいまから定例総会を始めたいと思います。

木佐貫委員から、欠席届が参っております。

出席者14名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和3年第1回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1番 鶴丸委員と、2番 福岡委 員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が3件、3筆ありました。明細書につきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。 発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

◆日程第1 議案第1号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用 集積計画について

議 長(竪山)

日程第1 議案第1号 農業経営基盤強化促進法による農用 地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転3件、賃借権20件、 使用貸借権が1件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思いますが、 資料 2 ページの所有権移転の 1 番及び資料 3 ページ賃借権につ きましては、譲受人が株式会社〇〇で吉ヶ﨑委員に関する事項 となっておりますので、先に質疑をさせていただきたいと思い ます。

東串良町農業委員会会議規則第25条によりまして、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなってお

りますので吉ヶ﨑委員へ退席をお願いいたします。

(吉ヶ﨑委員退席)

議 長(竪山)

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局(堀内)

それでは、説明いたします。 2ページをお開き下さい。

所有権移転の1番、譲受人は川東の株式会社○○、譲渡人は 愛知県の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、 計2筆 1,858 ㎡ 売買による移転でございます。

次に、3ページをお開き下さい。賃貸借の4番、借人は川東の株式会社〇〇、貸人は愛知県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規20年の利用権設定でございます。以上でございます。

議 長(竪山)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長(竪山)

質疑を終結いたします。 本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(竪山)

異議なしと認めます。 吉ヶ﨑委員の入室を認めます

(吉ヶ﨑委員入室)

議 長(竪山)

次に資料3ページの賃借権の21番につきましては、譲受人 が杉木委員に関する事項となっておりますので、先に質疑をさ せていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第25条によりまして、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので杉木委員へ退席をお願いいたします。

(杉木委員退席)

議 長(竪山)

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局(堀内)

それでは、説明いたします。

3ページをお開き下さい。

賃貸借の21番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇 さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の 利用権設定でございます。

以上でございます。

議 長(竪山)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長(竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(竪山)

異議なしと認めます。 杉木委員の入室を認めます

(杉木委員入室)

議 長(竪 山)

引きつづき、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(堀内)

それでは説明いたします。

2ページをお開きください。

1番に関しましては、先ほど説明させていただきましたので 説明を省略させていただきます。

まず、所有権移転の2番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に3番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計7筆 7,279 ㎡の売買による移転でございます。

続きまして、3ページをお開き下さい。

4番に関しましては、先ほど説明させていただきましたので 説明を省略させていただきます。

次に賃借権の5番、借人は川東の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に賃借権の6番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に賃借権の7番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 2,092 ㎡ 新規10年の利用権設定でございます。

次に賃借権の8番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規10年の利用権設定でございます。

次に賃借権の9番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に賃借権の10番、借人は岩弘の○○さん、貸人は池之原の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5

年の利用権設定でございます。

次に賃借権の11番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に賃借権の12番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に賃借権の13番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2 筆 3,668 ㎡ 新規5年の利用権設定でございます。

次に賃借権の14番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

次に賃借権の15番、借人は川東の○○さん、貸人は川東の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新 5年の利用権設定でございます。

次に賃借権の16番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新10年の利用権設定でございます。

次に賃借権の17番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新10年の利用権設定でございます。

次に賃借権の18番、借人は川東の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

次に賃借権の19番、借人は川東の〇〇さん、貸人は霧島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2 筆 1,329㎡ 更新5年の利用権設定でございます。

次に賃借権の20番、借人は川東の〇〇さん、貸人は大阪府の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

次に21番に関しましては、先ほど説明させていただきましたので説明を省略させていただきます。

次に賃借権の22番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

次に賃借権の23番、借人は川東の株式会社〇〇、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計5筆 7,995㎡ 新規1年の利用権設定でございます。

続きまして、5ページをお開き下さい。

次に使用貸借権の24番、借人は川東の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

続きまして、6ページから7ページをお開き下さい。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、貸出件数19件、借受件数6件で、総面積39,215㎡であり、利用権の種類は、賃借権7件、使用貸借権12件で鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容でございます。

以上でございます。

議 長(竪山)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長(竪山)

質疑を終結いたします。 本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(竪山)

異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第1号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許 可申請について

議 長(竪山)

次に、日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による所 有権移転の許可申請について、を議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転5件であります。 それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局(堀内)

それでは、説明いたします。 9ページをお開き下さい。

1番、譲受人は鹿屋市の○○さん、譲渡人は鹿屋市の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

なお、○○さんにつきましては、平成30年9月18日に現 地調査をしており、その後農機具の所有状況等変更はない旨電 話にて確認をしております。

次に2番、譲受人は川東の○○さん、譲渡人は鹿児島市の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、贈与による所有権の移転でございます。

次に3番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇 さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、贈与による 所有権の移転でございます。

次に4番、譲受人は新川西の○○さん、譲渡人は新川西の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、贈与による所有権の移転でございます。

なお、5番につきましては、現地調査を行っておりますので、 後ほどになります。

1番から4番につきましては、地図の方は添付しております

ので、説明は省略いたします。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。以上でございます。

議 長(竪山)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長(竪山)

質疑を終結いたします。 本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(竪山)

異議なしと認めます。

次に5番、譲受人 大崎町の〇〇さん、譲渡人 姶良市の〇〇さんの件につきましては、1月20日、谷口委員と松留和江委員が調査を行っていますので、谷口委員に報告をお願いいたします。

谷口委員

それでは報告させていただきます。

令和3年1月20日水曜日に、農地法第3条申請に係る現地調査が行いました。出席したのは委員として、私と松留和江推進委員、事務局から駿河崎次長、堀内係長、出水主事、関係者として、譲受人、有限会社〇〇さんから〇〇さんがご出席されました。作付予定作物は、申請では甘藷であり、機械の確保・導入予定状況については、トラクター1台を所有しております。農作業経験の状況につきましては、34年のキャリアをもっておられます。経営面積も、許可前の時点で1.79haを所有しており、下限面積50aを軽く超え、農地の集団化への影響も無いため、農地法第3条の売買の許可は問題ないと思われます。また、農地としてのみ使用し、許可なく他人に譲渡、賃借をせず、また農地以外に転用しないことに異議のない旨、同意書をいただいております。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願い します。

議 長(竪山)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長(竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(竪山)

異議なしと認めます。

よって、日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転 用許可申請について

議 長(竪山)

次に、日程第3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定に よる農地転用許可申請について、を議題といたします。

今回は1件の申請がございます。

18ページの有限会社○○ 代表取締役 ○○さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を谷口委員長よろしくお願いいたします。

谷口委員

それでは報告させていただきます。

令和3年1月20日水曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と松留和江推進委員、 事務局から駿河﨑次長、堀内係長、出水主事、関係者として、借 人、有限会社〇〇さんから社長の〇〇さんと社員の〇〇さん、貸 人として○○さんがご出席されました。

今回の転用においての申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。場所は大石興業の西に位置します。農地区分としては第1種農地に該当します。転用の目的は、農地の地質改良及び荒廃農地復元のため砂を採取するためであり実現は確実だと思われます。また転用許可がおりてから1年間の一時転用となります。また転用する農地の面積は現在1,398㎡で周囲の環境等は特に問題はないと思われます。

また周囲の農地への影響についてですが、土砂流出等を防ぐため防護柵をもうけ日照、通風等が阻害されないように、隣接農地への通路を確保するなど被害防除計画書に沿った措置を行うため問題はないと思われます。以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議 長(竪山)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長(竪山)

質疑を終結いたします。 本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議 長(竪山)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可制度についての審議を終えたいと思います。

◆日程第4 議案第4号 農地あっせん委員の選任について

議 長(竪山)

次に、日程第4 議案第4号 農地あっせん委員の選任について、を議題といたします。

今回は、賃貸借4件の申し出がございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任 していきたいと思います。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

議 長(竪山)

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(出水)

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料38ページをご覧ください。

こちらに関しましては、今月の総会で審議をするところだったのですが、今朝、○○さんがこの農地を借りてくれと話を持ってこられましたので、今回の総会では審議しないという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局(出水)

それでは、引き続き資料42ページをご覧ください。

○○さんからの農地賃借あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりで、計3筆 453 ㎡となります。

場所は、43ページ図面にあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長(竪 山)

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に 吉ヶ﨑委員と杉木委員を指名いたします。

議 長(竪山)

引き続いて事務局の説明をお願いいたします。

事務局(出水)

それでは、最後に資料44ページをご覧ください。

○○さんからの農地賃借あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 2,259 m²となります。

場所は、45ページ図面にあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長(竪山)

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に 松留和江委員と松留立美委員を指名いたします。

議 長(竪山)

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

※2月現地調査:19日(金)

定例総会:25日(木)申請締切:12日(金)

議 長(竪山)

他にございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日準備しました議案は全部終了しました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和3年第1回農業委員会定例総会を閉会いたします。